

□第75回委員会(H20.3.26開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
委員会	第75回	2008.3.26	13:30～ 17:30	大阪会館	1)「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)について 2)その他 ①今後の会議の進め方・日程について ②第1次・第2次委員会正副委員長・部会長への説明会について ③淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見聴取依頼について	P2
淀川水系流域委員会からの意見聴取について	—	2008.4.3	13:30～ 14:30	近畿地方整備局	1)開会挨拶(京都府山田知事) 2)淀川水系流域委員会から審議状況等の説明 3)近畿地方整備局から河川整備計画の策定にかかる諸状況についての説明 4)質疑応答 5)閉会	—
淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)についての旧委員への説明会	—	2008.4.6	14:30～ 16:30	阪急グランドビル	1)「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)について	作成中

開催日時 2008年3月26日(水) 13:30~18:20

場所 大阪会館 1階 A・B・Cホール

参加者数 委員 18名、河川管理者(指定席) 21名、一般傍聴者(マスコミ含む) 213名

1. 決定事項

- ・4月の委員会の開催日程と審議内容が下記の通りに決定した。

- 第76回委員会 4/9(水) 10:00~19:30 みやこめっせ(審議内容:意見書案の利水とダムについて)

- 第77回委員会 4/22(火)16:30~19:30 みやこめっせ

- ・第一次、第二次委員会委員(委員長、副委員長、部会長)への意見書案説明会の開催が決定した(4/6開催)。
- ・大阪府知事、京都府知事、滋賀県知事からの委員会意見聴取(依頼)に対して、委員会のこれまでの検討内容について説明を行うことが決定した(4/3開催、参加委員は委員長、副委員長、河田委員)。

2. 報告: 庶務より第74回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。**3. 審議の概要: 淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)080311版について**
審議資料1-1「各委員による修正文(案)」について審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)**○意見書案(P2)「1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想」について**

- ・原案は「戦後最大洪水を流下させる→桂川掘削→HWLを越える→ダム建設→環境への影響を検討」という一直線の流れになっている。しかし「戦後最大洪水を流下させる」という目的の前に「住民の生命を守る」と「琵琶湖淀川の保全・再生」を考えるのが委員会のスタンスだと思っている。そのためには、旧堤防撤去や段階的な河道掘削、耐越水堤防、流域対策といった総合的なメニューを行うべきといった意見が委員から出されてきた(委員長)。

- 治水対策は定量的に進められるが、環境対策はフィードバックによって進めないといけない。総合的な対策についての審議は、結局、河川整備の着工順位に関する議論になるのではないか。

- 着工順位に関する議論ではない。そもそも、原案は一直線の流れであり、様々な方法を組み合わせたマルチな対策が不足しているのではないかということだ(委員長)。

- ・河川管理者にも、環境に配慮する姿勢はある(琵琶湖の水位操作試行等)。実際に調査を行い、データをとっている。「配慮する姿勢にとどまり」という意見書案の記述は書き過ぎだ。正確に記述すべきだ。

- 積極的な姿勢が見られない事例として、川上ダムのアセットマネジメントが挙げられる。河川管理者は、ダムの有効利用について説明するだけで、環境へのマイナス面や配慮について説明していない。

- そもそも「治水や利水をダムで実現する。環境にはできるだけ配慮する」というアプローチが違っている。ダムは最後の手段であり、他の手段を徹底的に検討して、最後にダムを検討すべき。

- 原案は、90年代までの環境への配慮を越えるパワーを持っている。意見書案で言いたいことは「治水・利水・環境の総合的な検討が行われていない」ということであり、意見書案の表現では誤解を招く。環境からすれば、川(水や砂)が自由に動ける場所が少なくなっており、これを広げることが基本路線になる。この路線に、治水・利水がどれだけ応えられるのか、評価して頂きたい。

- 個々の事業に分けて考えないといけない。琵琶湖の水位操作試行等は環境への配慮が十分になされているが、ダムについては欠けている。他の施策に比べて、ダムは弱い。評価すべきところは評価して、ダムに関する環境の検討は足りていないという点を強調して記述すればよい。

- 河川管理者が実施している順応的管理の実例を挙げた上で、修正すべき点を指摘した方がよい。

- 趣旨については委員から大きな異存はなかったが、文章の表現については、全面否定的な言葉ではなく、河川管理者に修正や検討を促す文章に修正する(委員長)。

- ・川上ダムのアセットマネジメントが例示されているが、個々の事業について述べるのは恣意的だ。記述するのであれば、具体的に今後どうすればよいかということまで書くべきだ。

- アセットマネジメントは、環境面において配慮する姿勢にとどまっていることを示す良い事例だ。最終的な意見書であれば、カルテ(気になる点の指摘)と診断結果(今後の提案)が必要だが、意見書は中間的なものなので、原案の気になる点を指摘しておけばよい。

- 記述場所を個別のダムの項目に移動した方がよい。

○意見書案(P2) 環境について

- ・河川管理者もアセス的な環境への配慮はしている。ただ、環境については予測が難しいと河川管理者もわかっているのに、なぜ「環境への影響は小さい」といった性急すぎる結論が出せるのか。総合的な検討を行う積極的な姿勢がないのではないかということ意見を意見書案では指摘している。

- ・近隣の既存ダムの環境影響評価から、事業中のダムの影響を類推できる。既存ダムの影響評価によれば、甚大な影響の報告がない。事業中のダムを続ける説得力のある理由を原案に記述した方がよい。

- 既存のダムの環境影響調査の範囲は限定的。報告がないから問題がないということではない。

- ダムが生物に影響を与えないということはない。天ヶ瀬ダムができて、サツキマスやアユが琵琶湖に遡上しなくなった。新しいダムについてさえ、建設後の生物への影響調査がほとんどなされていないのが日本の現実であり、影響がないということはない。

- データに基づいた専門家の「判断」もあれば、社会的に許容範囲なのかどうかという「判断」もある。後者の判断をしていってはどうか。

- ダムによる環境への影響が社会的に許容範囲内かどうか、言える状況ではない。ただ、例えば、想定通りに堆砂が進めば、対策(負債)が必要になる。耐越水堤防とダムを比較すれば、時間がたてば立つほど、ダムの負債の方が大きくなっていく。一般論としては、前者の方がよいという判断はできる。

- ダムの環境へのデメリットと治水・利水面でのメリットを総合的に見ていく必要がある。

- ・意見書案の環境については、意見の食い違いはなかった。頂いたご意見を組み込んだ上で、前向きな文章に修正を行いたい（委員長）。
- 意見書案（P3）洪水対策について
 - ・河川管理者が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。また「中上流での河道掘削＋下流区間への影響をキャンセルするためのダム」だけでは、計画規模以上の洪水が来た場合に下流の破堤の危険性は増えてしまう。よって、越水対策を含む堤防強化が必要条件となる（委員長）。
 - 堤防補強は、どの区間を、どの程度まで補強すればよいと考えているのか。
 - 天端までの補強は全川でやって欲しい。越水対策も全川が好ましいが、まずは2.0倍で越水する箇所を緊急的にやって欲しいと考えている（委員長）。
 - ・中上流では、ダムの水位低減効果は高い。堤防補強だけではカバーしきれない分をカバーできる。
 - 堤防補強だけでやるべきだとは言っていない。貯留施設を考える前に、まずは少なくとも天端までの堤防補強が必要だ（委員長）。
 - 中上流では氾濫している箇所もあるので、ダムと堤防補強を組み合わせるのが効果的だ。
 - ダム直下の効果については個々のダムで検討すべきだ。中上流の状況については、例えば、1.5倍の木津川では、ダム整備前も整備後も、状況はそれほど変わらない（委員長）。
 - ・治水の特効薬はない。堤防補強は確立された技術ではないので、さまざまな組み合わせが重要だ。
 - 堤防補強だけでは思わっておらず、「まずは手つかずの堤防補強から」ということだ（委員長）。
 - ・堤防補強をすると上流で破堤していた堤防が持ちこたえる。上流で破堤しなくなると下流の負荷が増え、越水も起こりうる。ある箇所だけの越水対策は難しいのではないかと（河川管理者）。
 - 下流に対する負荷を下げるためには、堤防補強だけではなく、例えば、流域での貯留やダムといった河道内のエネルギーを低減する努力も必要だろう（委員長）。
 - ・原案ではHWL以下しか堤防補強しないとしているが、天端まで補強する必要がある（委員長）。
 - 堤防の高さや予算等を検討しなければならないが、意見書で提案していけばよい。
 - ・平成14年堤防設計指針から「越水しても一連区間で破堤しにくい機能を保証することは困難」という理由で耐越水堤防が削除された。なぜ、越水破堤は担保できないのに、浸透破堤は担保できるのか（委員長）。
 - 越水現象についてよくわかっていない。浸透現象はモニタリングや計算ができる（河川管理者）。
 - 平成12年堤防設計指針第3稿は、堤防設計に関して、検討途中のものを含めて暫定的に取りまとめたものを業務において試行的に活用できるように通知したものとなっている（河川管理者）。
 - HWLを超える部分の堤防強化によって被害は確実に小さくなる。耐越水堤防もよいこと。ただ、耐越水堤防だけではダメだ。今後、超過洪水対策について、人的被害や経済的被害を勘案して、どのように組み合わせていくかを検討していけばよい。
 - 意見書では「原案に越水対策を盛り込んで欲しい。示された事業費によって、整備の優先順位を議論していきたい」といった意見を述べる。また、前向きな文章に修正する（委員長）。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：10名の一般傍聴者から「委員長が自分の意見で審議を引っ張ろうとしているのは問題だ。原案の再提示を求めている意見書案は越権行為。丹生ダムを整備計画に載せるべきではないというのが委員長の意見だが、河川部長時代には必要だと説明した。委員や一般からの意見をどう反映するのか。河川管理者は年度内に整備計画を作るという大臣の言葉をどう考えるのか。委員会と整備局が協力して住民のための整備計画を作成して頂きたい」「声の大きい意見で意見書がまとまらないようにして欲しい。委員会の意見は影響力が強い。丹生ダムは事業中のダムで、委員は自分の意見をきちんと確認して、意見書に反映して欲しい」「住民が提出した意見についても審議すべき」「環境は配慮するものでも、バランスさせるものでもない。より重視すべきものだ。委員は自らの環境観を持って、よく考えて欲しい。耐越水堤防については審議になっていなかった。耐越水堤防を設計指針から外したのは川辺川ダムが原因だろう。整備計画は基本方針に従うべきだが、自由度はあるはずだ」「大臣宛に公開質問書を提出した。木津川上流住民意見交換会の業務委託契約は不正であり、堤防検討業務の変更契約として結ばれた。一般競争入札をすべき業務だ。伊賀用水の新規0.358m³/sは、守田機械用水の幽霊水利権の廃止をあわせ、木津川からの自流水取水が可能だ。大内地点の河川維持流量は0.3m³/sで支障はない（参資1参照）」「河道内の水位変動こそが危険。堤防をいくら管理しても越水する水位は変動する。越水深が2倍になると外力は2倍以上になってしまう。越水に対して河川管理者として責任を持った対策を提示するのは非常に難しい」「1500m³/s放流は、歴史と学術的価値を持つ亀石を破壊する。また、1500m³/s放流は危険であり、住民の受忍限度を超えている。委員会が審議して欲しいし、地元で意見交換をして欲しい（参資1参照）」「地元で意見交換をして欲しい。環境に関する委員の議論は、ほとんどが生物に関するもので、視野が狭い。淀川水系全体について議論して欲しい」「委員会は原案に対する意見を求められているので、原案に対する意見を述べて頂きたい。原案の再提示は不要。環境については配慮する姿勢でよい。意見書案はダム否定を前提にしており、地元住民の意見が反映されていない。意見書は一つにまとめる必要はなく、反対意見の併記が必要」「意見書案の表現を和らげるべきといった委員意見もあったが、元委員からは意見書案の表現でもまだ弱いという意見が寄せられている。よりよい意見書を目指して頂きたい」といった発言がなされた（例示）。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、議事録をご参照下さい。